

令和**6**年度

住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業費
(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス実証事業)

ZEHビルダー/プランナー登録(フェーズ2)

公募要領

令和6年5月7日改定



ゼロエネルギーで、暮らそう。



ZEHビルダー/プランナー登録を申請される皆様へ

- ZEHビルダー/プランナー登録申請者は、虚偽の内容を含む申請をしてはなりません。
- その内容に偽りがあることがZEHビルダー/プランナー登録後に判明した場合、民事上及び刑事上の法的責任が生ずる可能性があることを認識し、誠実かつ的確な申請をしてください。
- 不正をしたことが明らかになった場合は、当該ZEHビルダー/プランナーが関連した補助事業者への補助金の交付決定取り消しや、既に支払った補助金の返還を求めることもあり得ますので、注意してください。
- なお、登録されたZEHビルダー/プランナーが関わる補助事業で補助事業者が導入した設備等については、一般社団法人 環境共創イニシアチブ及び株式会社野村総合研究所により構成される住建2024事業共同事業体（以下「本事業体」という。）が補助事業の対象となり得るものとして指定したものであり、補助対象設備導入に係る補助事業者とZEHビルダー/プランナー（施工者・設計者・販売者）との契約、施工、設備等の品質・性能、燃料等の調達、導入完了後の保守や保証、知的財産権等を本事業体が保証するものではありません。
- 万一、上記に関する紛争が起きても本事業体は関与しません。

住建2024事業共同事業体 代表幹事 一般社団法人 環境共創イニシアチブ

目次

1. はじめに

P. 4

- 1-1. 事業趣旨 P. 5
- 1-2. 戸建住宅におけるZEHの定義 P. 6

2. ZEHビルダー/プランナー登録公募

P. 7

- 2-1. ZEHビルダー/プランナーとは P. 8
- 2-2. ZEHビルダー/プランナーの役割 P. 8
- 2-3. ZEHビルダー/プランナー登録の要件 P. 10
- 2-4. ZEHビルダー/プランナー登録の区分 P. 11
- 2-5. ZEHビルダー/プランナー登録に必要な情報 P. 12
- 2-6. ZEHビルダー/プランナー登録後の実績報告 P. 14
- 2-7. ZEHビルダー/プランナー登録の公募～公表 P. 15

3. ZEHビルダー/プランナー実績報告

P. 19

- 3-1. 令和5年度ZEHビルダー/プランナー実績報告 P. 20
- 3-2. ZEHビルダー/プランナー実績報告の流れ P. 20

4. 注意事項

P. 25

- 4-1. 注意事項 P. 26
- 4-2. 個人情報の取得と利用について P. 26

5. 本年度の補助事業に係る情報

P. 29

- 5-1. ZEHビルダー/プランナーに対する採択目安数 P. 30

6. 関連情報

P. 31

- 6-1. ZEHビルダー・マーク、ZEHプランナー・マークについて P. 32
- 6-2. ZEHマークについて P. 34

7. よくあるご質問

P. 35

1. はじめに

1-1. 事業趣旨

1-2. 戸建住宅におけるZEHの定義

ZEHビルダー/プランナー登録制度（フェーズ2）は、
住建2024事業共同事業体 代表幹事 一般社団法人 環境共創イニシアチブ
（以下「SII」という。）が執り行う。

1-1. 事業趣旨

2020年10月に2050年カーボンニュートラル実現を目指すことが宣言されてから、実現に向けて様々な取組が進められている。2021年には2030年度温室効果ガス排出量を2013年度比46%削減することが表明され、地球温暖化対策推進法の改正、地域脱炭素ロードマップの策定、地球温暖化対策計画並びに第6次エネルギー基本計画が閣議決定されるなど、野心的な目標に向けた具体的な取組が加速されている。

家庭部門の脱炭素化は我が国の重要な政策課題であり、地球温暖化対策計画においては**建築物省エネ法の基準適合義務拡大**が示されるとともに、**断熱性能の強化や高効率機器・設備の導入などの対策を進める方針**が示され、**2030年に目指すべき住宅の姿として、2030年度以降新築される住宅についてはZEH基準の水準の省エネ性能が確保されていることを目指す方針**が挙げられている。

ZEHについては、家庭部門の脱炭素化のみならず、近年のエネルギー価格高騰や激甚化する災害時におけるレジリエンス性、また健康面などの観点からも重要性が高まっており、取組の加速化が期待されるが、目標への達成状況としてはまだ乖離があると言える。省エネ住宅の普及、プレイヤーの拡大、性能の深掘りなどを通じて、**戸建住宅・集合住宅のZEH化、省CO2化を支援することで、2030年度家庭部門排出量削減目標の達成**、並びに**2050年カーボンニュートラルに向けた政府目標の達成に寄与**することを目指す。

- ◆ 「地球温暖化対策計画」については、環境省のホームページをご確認ください。
<http://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/211022.html>
- ◆ 「第6次エネルギー基本計画」については、経済産業省資源エネルギー庁のホームページをご確認ください。
https://www.enecho.meti.go.jp/category/others/basic_plan/
- ◆ 「ZEH委員会」については、経済産業省資源エネルギー庁のホームページをご確認ください。
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/general/housing/index03.html

1. はじめに

1 - 2. 戸建住宅におけるZEHの定義

分類・通称	要件					目指すべき水準 (気象条件や建築地特有の制約等に 応じて、特定の地域に目指すべき水準を 設定している。)	
	外皮基準 (U _A 値) ※1			一次エネルギー消費量 削減率※3※6			その他要件・備考
	地域区分			省エネ のみ※4	再エネ等 含む※2		
	1・2	3	4～7				
『ZEH』 ゼッチ				20%以上	100%以上	再生可能エネルギーを導入 (容量不問。全量売電を除く。) すること。	—
				『ZEH+』		25%以上	上記に加え、ZEH+の選択要件 ①②③※5のうち2項目以上満たす こと。
Nearly ZEH ニアリー・ゼッチ	0.40 以下	0.50 以下	0.60 以下	20%以上	75%以上 100%未満	再生可能エネルギーを導入 (容量不問。全量売電を除く。) すること。	寒冷地(地域区分1または2地域) ・ 低日射地域(日射区分A1またはA2地域) ・ 多雪地域
				Nearly ZEH+		25%以上	上記に加え、ZEH+の選択要件 ①②③※5のうち2項目以上満たす こと。
ZEH Oriented ゼッチ・オリエンテッド				20%以上	—	<ul style="list-style-type: none"> 下表の対象地域に該当 再生可能エネルギー未導入も可 	下表の対象地域が該当

ZEH Oriented対象地域
(右記のいずれかの地域に該当する。)

- 都市部狭小地等(北側斜線制限の対象となる用途地域等(第一種及び第二種低層住居専用地域、第一種及び第二種中高層住居専用地域並びに地方自治体の条例において北側斜線規制が定められている地域)であって、敷地面積が85㎡未満である土地。ただし、住宅が平屋建ての場合は除く)
- 多雪地域(建築基準法で規定する垂直積雪量が100cm以上に該当する地域)

出典：ZEHフォローアップ委員会「ZEH+の「外皮性能の更なる強化」の暫定措置の今後の取扱いについて」

※1 強化外皮基準は、1～8地域の平成28年省エネルギー基準(η_{AC} 値、気密・防露性能の確保等の留意事項)を満たした上で、

U_A値1・2地域：0.4W/㎡K以下、3地域：0.5W/㎡K以下、4～7地域：0.6W/㎡K以下とする。

※2 再生可能エネルギーの対象は敷地内(オンサイト)に限定し、自家消費分に加え、売電分も対象に含める(ただし余剰売電分に限る)。

※3 一次エネルギー消費量の計算は、住戸部分は住宅計算法(暖冷房、換気、給湯、照明(その他の一次エネルギー消費量は除く))、共用部は非住宅計算法(暖冷房、換気、給湯、照明、昇降機(その他の一次エネルギー消費量は除く))とする。

※4 「太陽光発電設備による発電量」、「コージェネレーション設備の発電量のうち売電分」を除く。

※5 ①外皮性能の更なる強化、②高度エネルギーマネジメント、③電気自動車を活用した自家消費の拡大措置。

※6 エネルギーに係る設備については、所有者を問わず当該住宅の敷地内に設置されるものとする。

(注) 上記は戸建住宅におけるZEHの定義であり、本事業の要件と異なる部分があります。本事業の要件については次頁以降を必ず確認してください。

2. ZEHビルダー/プランナー登録公募

- 2-1. ZEHビルダー/プランナーとは
- 2-2. ZEHビルダー/プランナーの役割
- 2-3. ZEHビルダー/プランナー登録の要件
- 2-4. ZEHビルダー/プランナー登録の区分
- 2-5. ZEHビルダー/プランナー登録に必要な情報
- 2-6. ZEHビルダー/プランナー登録後の実績報告
- 2-7. ZEHビルダー/プランナー登録の公募～公表

ZEHビルダー/プランナー実績報告を行う方は、
「3. ZEHビルダー/プランナー実績報告」（P19）をご確認ください。

2-1. ZEHビルダー/プランナーとは

事業趣旨（P5参照）に基づき、自社が受注する戸建住宅（新築注文戸建住宅、新築建売戸建住宅、既存改修）のうち『ZEH』（『ZEH+』を含む）、Nearly ZEH（Nearly ZEH+を含む）及びZEH Oriented（以下「ZEH」という。）が占める割合を50%以上とする事業目標（以下「ZEH普及目標」という。）を掲げるハウスメーカー、工務店、建築設計事務所、リフォーム業者、建売住宅販売者等をSIIは「ZEHビルダー/プランナー」と定め、公募します。SIIは、登録されたZEHビルダー/プランナーをホームページで公表します。

政府は、登録されたZEHビルダー/プランナーの情報を基にZEH普及に向けた更なる施策を検討する予定です。

2-2. ZEHビルダー/プランナーの役割

ZEHビルダー/プランナーは、2025年度のZEH普及目標と、年度ごと（2020年度～2023年度）の実績（割合）を自社のホームページや会社概要などで公表して、これの実現に努めてください。

ZEH普及目標の要件は以下のとおりとします。

ポイント

- 2020年度のZEH建築実績が50%以上の事業者・・・2025年度までに75%以上の目標を設定すること。
- 2020年度のZEH建築実績が50%未満の事業者・・・2025年度までに50%以上の目標を設定すること。

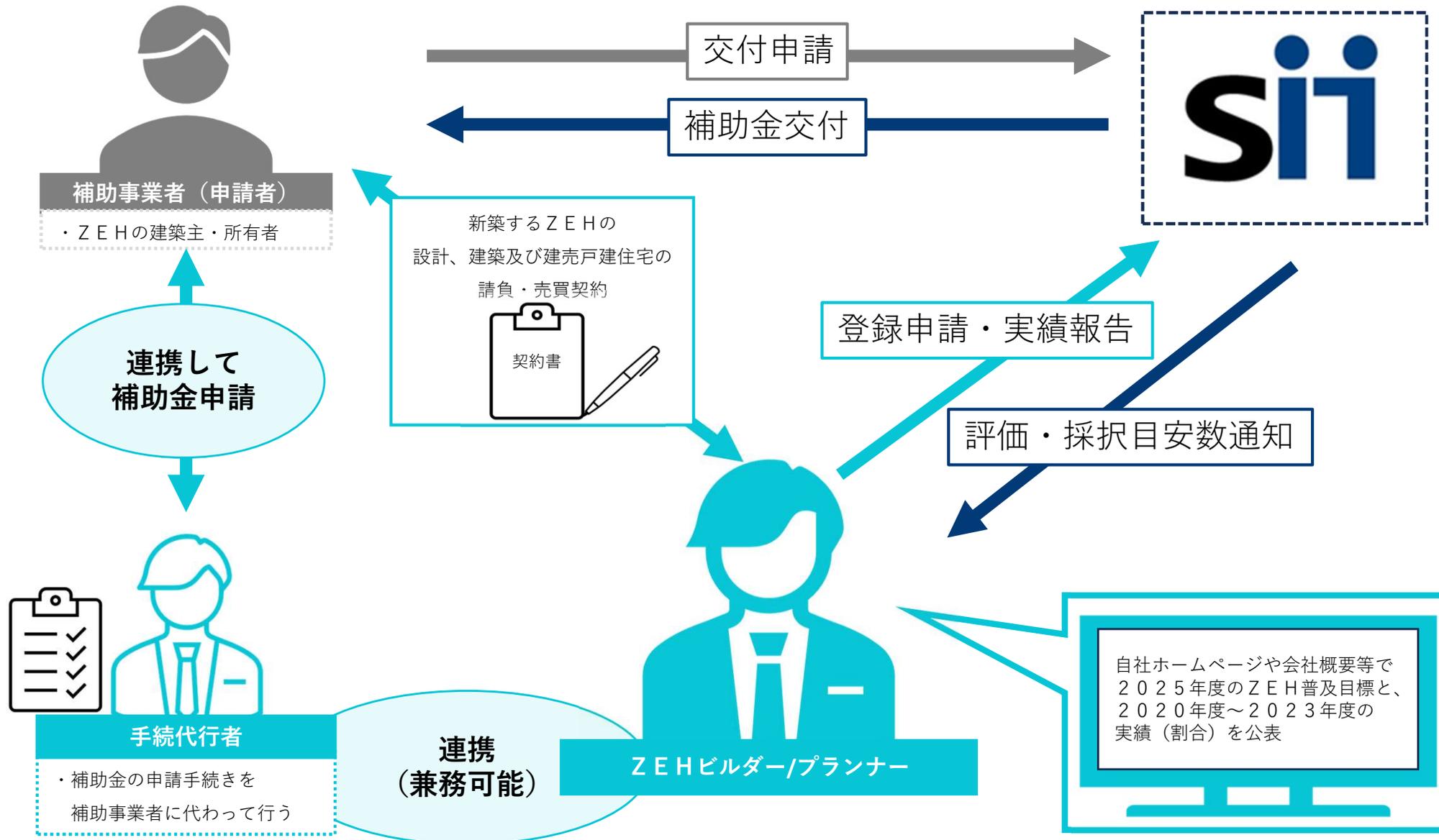
ZEHビルダー/プランナーは、環境省による令和6年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業及び集合住宅の省CO₂化促進事業）（以下「令和6年度 ZEH支援事業」という。）の申請者が新築するZEHの設計や建築工事及び新築建売戸建住宅を受注する立場となります。

- 「令和6年度 ZEH支援事業」では、SIIに登録されたZEHビルダー/プランナーが関与（建築、設計又は販売）する住宅であることが申請の要件となります。
- ZEHビルダー/プランナーは申請の手続きを代行する者（以下「手続代行者」という。）を兼務することができます。*¹

※1 手続代行者の業務については補助事業の公募要領を参照ください。

（注）ZEHビルダー/プランナーがZEHの普及に向けた活動を行っていない場合や、SIIがZEHビルダー/プランナーとして不適切と判断した場合、SIIは本事業のZEHビルダー/プランナー登録を抹消することができるものとします。

ZEHビルダー/プランナーの役割と申請者との関係



2-3. ZEHビルダー/プランナー登録の要件

ZEHビルダー/プランナーに登録されるためには、以下の要件を満たす必要があります。なお、「令和6年度 ZEH支援事業」において、新規でZEHビルダー/プランナー登録を行う場合、年度ごと（2020年度～2023年度）における住宅建築件数及びZEH普及実績を併せて提出してください。

	要件	備考
①	「ZEH普及目標」（P8参照）を有していること。	<ul style="list-style-type: none"> • ZEH普及目標においては、2025年度のZEH普及目標を設定すること。 • 年度ごと（2020年度～2023年度）のZEH普及実績を示すこと。 • 2020年度のZEH建築実績が50%以上の事業者は2025年までに75%以上の目標を設定すること。 • 2020年度のZEH建築実績が50%未満の事業者は2025年までに50%以上の目標を設定すること。 • ZEH普及目標の目標値が下がる変更は原則認めません。 <p>※ 集合住宅は、ZEH普及目標及びZEH普及実績の対象外。</p>
②	ZEH普及目標及び年度ごと（2020年度～2023年度）のZEH普及実績について、右記の内容を自社ホームページで公表すること。ホームページを有していない場合、会社概要又は一般消費者の求めに応じて表示できる資料等に同様の内容を公表すること。	<p>< ZEH普及目標の掲載について ></p> <p>自社ホームページを有している場合は、そのホームページに2025年度のZEH普及目標及び年度ごと（2020年度～2023年度）のZEHの普及実績を明記してください。</p> <p>また、登録申請するURLはトップページ及びZEH普及目標公表ページとし、ZEH普及目標はトップページに掲載するか、トップページ以外に掲載する場合は、トップページからの直リンクに限ります。</p>
③	ZEH普及目標の達成に向けて、具体的な普及策を有していること。	—
④	ZEHの実績を報告すると共に、報告事項の一部を自社ホームページ、会社概要又は一般消費者の求めに応じて表示できる資料等で、ZEH普及目標と併せて公表することに合意すること。	—
⑤	経済産業省の所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止措置を受けていないこと。	—

(注) ZEH普及目標の建築件数の単位は、件数、戸数、軒数いずれでも構いません。

また、建築件数については、新築注文戸建住宅及び既存改修の場合、受注、着工、完工のいずれでも構いません。

新築建売戸建住宅の場合は、販売予定又は販売した住宅戸数を計上してください。

二世帯住宅や併用住宅の取扱いについても、各事業者が通常取り扱っている計上方法に則っていただいで構いません。

ただし、目標の単位と実績報告時の単位は同じものを用いてください。

2-4. ZEHビルダー/プランナー登録の区分

(1) 登録の単位

ZEHビルダー/プランナーの登録は、**原則として1事業者につき1登録**とします。ただし、消費者に対し事実上同一の会社として活動を行っているグループ網（親会社・支社・支店・子会社・フランチャイズ等）の場合は、グループ網で1登録とします（本社・本店等が当該グループ網を代表して登録してください。また、グループ網を分割してその一部のみを登録することはできません）。

(2) 地域による区分

ZEHビルダー/プランナーの登録は、北海道の区分（A登録）と、北海道以外の都府県の区分（B登録）に分けて行います。

1事業者がA登録、B登録の両方に登録することは可能ですが、その場合、ZEH普及目標を「北海道」と「それ以外の都府県」のそれぞれで設定する必要があります。^{※1}

※1 この場合において、「北海道」と「それ以外の都府県」とで目標数値の融通を行うことはできません。

北海道で受注する住宅のZEH普及目標と、それ以外の都府県で受注する住宅のZEH普及目標の2つを設定する必要があります。

(3) 住宅の種別による区分

ZEHビルダー/プランナーの登録は、「新築戸建住宅」、「既存改修」の種別ごとに登録します。^{※1※2}

- 「新築戸建住宅」に関するZEH普及目標は、新築注文戸建住宅と新築建売戸建住宅を対象として設定すること。
- 「既存改修」に関するZEH普及目標は、断熱改修及び住宅全体の改修を対象として設定すること。

※1 1事業者で、「新築戸建住宅」、「既存改修」の双方を登録することも可能です。

※2 複数区分を設定する場合において、異なる住宅種別間で目標数値の融通を行うことはできません。2020年度のZEH普及実績に基づき、「新築戸建住宅」「既存改修」それぞれの区分において、2025年までに50%（又は75%）以上の目標を設定してください。

(4) 「ZEHビルダー」、「ZEHプランナー」の選択

申請者は、ZEHビルダー/プランナー登録にあたり、「ZEHビルダー」又は「ZEHプランナー」いずれかの名称を選択することができます。自社の業種（住宅施工・住宅設計・住宅販売等）に即した名称を選択してください。

（注）「ZEHビルダー」を選択した方はZEHビルダー・マークのみ、「ZEHプランナー」を選択した方はZEHプランナー・マークのみ使用可能です。

2-5. ZEHビルダー/プランナー登録に必要な情報

ZEHビルダー/プランナー登録に申請する際は、ZEHビルダー/プランナー・ポータルサイト（以下「ポータルサイト」という。）より必要事項を入力ください。

(1) ZEH事業計画

A) 年度ごと（2020年度～2023年度）の年間の住宅建築件数及びZEH普及実績

1. 事業年度における住宅建築件数
2. 事業年度における『ZEH』、『ZEH+』の建築件数
3. 事業年度におけるNearly ZEH、Nearly ZEH+の建築件数
4. 事業年度におけるZEH Orientedの建築件数
5. 事業年度におけるZEH基準の水準の省エネルギー性能を確保した住宅※¹の建築件数

※1 ZEH基準の水準の省エネルギー性能を確保した住宅とは、強化外皮基準への適合及び再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量を現行の省エネルギー基準値から20%削減した住宅を指します。

B) 2025年度のZEH普及目標

ZEH受注（又は着工、完工）の割合

- 目標は、2020年度のZEH建築実績に基づき、2025年度のZEH普及目標を設定してください。
- A登録、B登録の両方に登録申請する場合には、それぞれ目標値を設定してください（P11参照）。

C) 目標達成に向けた具体策

1. ZEHの周知・普及に向けた具体策
2. ZEHのコストダウンに向けた具体策
3. その他の取り組み等
4. 新築注文戸建住宅への取り組み
5. 新築建売戸建住宅への取り組み
6. 既存戸建住宅の改修への取り組み

(2) 会社概要

会社概要には以下の情報を明記してください。（ホームページ、カタログ等でも可）

- ・ 支店・代理店等がある場合は、支店網・フランチャイズ網等も明記してください。
- ・ 会社名
- ・ 代表者
- ・ 所在地
- ・ 実施体制図

なお、実施体制図が会社概要に含まれない場合は、別途資料を提出する必要があります。

(3) 各種許可証・登録証

申請内容に則り、各種許可証・登録証を添付する必要があります。

- ・ 「ZEHビルダー」登録を希望する場合は原則、一般建設業許可証又は特定建設業許可証※¹
- ・ 「ZEHプランナー」登録を希望する場合は建築士事務所登録証明書※²
- ・ 新築建売戸建住宅の目標を設定し、ZEHビルダー/プランナー登録する場合は、宅地建物取引業免許

※¹ 「ZEHビルダー」登録を希望するが上記資格を有さない場合は、住宅瑕疵担保責任保険法人との保険契約締結証明書

※² 「ZEHプランナー」登録を希望するが建築士事務所登録証明書が手元にない場合は、建築士事務所登録通知書

（注）ポータルサイトに登録する「対応可能エリア」は、各種許可証又は登録証に記載のある地域を含めたエリアを登録してください。

(4) ZEH普及目標の公表資料

公表媒体に合わせて、URLを入力もしくは資料を添付してください。

- ・ 自社ホームページでZEH普及目標及びZEH普及実績を公表する場合は、そのURL
- ・ 自社ホームページ以外で公表する場合は会社概要・パンフレット等のPDF

2-6. ZEHビルダー/プランナー登録後の実績報告

ZEHビルダー/プランナーに登録された事業者は、事業年度終了後、以下の内容を年度ごとに報告してください。

(詳細はP19～P24「ZEHビルダー/プランナー実績報告」をご確認ください)。

なお、報告は登録された地域による区分ごととし、A登録、B登録の両方に登録した場合、それぞれ報告してください。

報告内容		詳細
①	事業年度におけるZEHの割合	<ul style="list-style-type: none"> 登録された住宅の種別による区分ごとに実績を分けて報告すること。
②	事業年度における「ZEH基準の水準の省エネルギー性能を確保した住宅」の割合	<ul style="list-style-type: none"> 登録された住宅の種別による区分ごとに実績を分けて報告すること。
③	①・②の算出の根拠となる右記の資料	<ol style="list-style-type: none"> 事業年度における住宅建築件数 事業年度における『ZEH』、『ZEH+』の建築件数 事業年度におけるNearly ZEH、Nearly ZEH+の建築件数 事業年度におけるZEH Orientedの建築件数 事業年度における「ZEH基準の水準の省エネルギー性能を確保した住宅」の建築件数 <ul style="list-style-type: none"> 建築件数の単位(件数、戸数、軒数)は、ZEHビルダー/プランナー登録時の単位と同じものを用いること。
④	ZEHの普及に向けて行った取り組み内容	<p>以下の内容について報告すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 自社目標に対するZEH普及実績の総括 達成(未達成)要因 その他取り組みなど

(注) 政府は、ZEHビルダー/プランナーの登録情報や報告された内容を、ZEH普及状況の確認や公表、更なるZEH普及施策の実施や検討等に用いる予定ですので、あらかじめご了承ください。なお、この場合において、報告された情報は、個人情報等に配慮して取り扱う予定です。

(注) ZEHビルダー/プランナー登録時に設定したZEH普及目標を達成していなくても、そのことのみを理由として、ZEHビルダー/プランナーの登録を取り消したり、補助金の返還を求めることはありません。ただし、ZEH普及目標を達成しなかった場合には、その理由等の分析を行ってください。

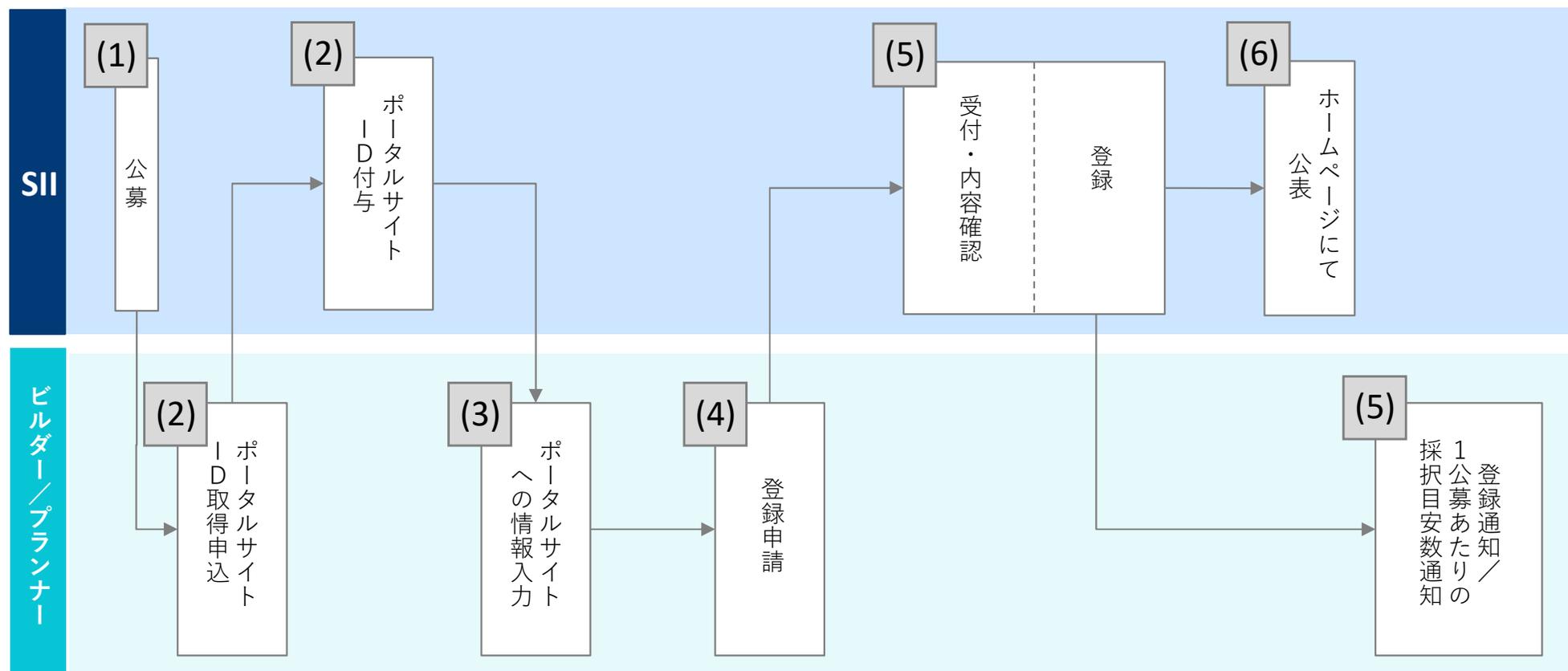
(注) 報告内容のうち、「①事業年度におけるZEHの割合」については、自社ホームページ、会社概要又は一般消費者の求めに応じて表示できる資料等で公表してください。②～④については、自社ホームページ、会社概要又は一般消費者の求めに応じて表示できる資料等で公表することは任意とします。

2-7. ZEHビルダー/プランナー登録の公募～公表

ZEHビルダー/プランナーの公募から公表までは、以下の流れに沿って行います。（詳細はP16～P18参照）

ZEHビルダー/プランナー登録の申請は、インターネット環境並びにEメールの送受信環境を利用して行います。

ZEHビルダー/プランナー登録公募～公表まで



(1) 公募

S I I は以下の期日にZEHビルダー/プランナーを公募します。

公募期間： **2024年4月8日（月）～2025年1月24日（金） 17時必着**

（注）ポータルサイトへの入力内容や添付資料に不備等がある場合は、ZEHビルダー/プランナーとして登録・公表はできません。

(2) ポータルサイトID取得申込～ID付与

ZEHビルダー/プランナーの登録申請は、S I I のホームページから行ってください。

- 1) S I I ホームページからID取得の申込手続きを行ってください。
- 2) ID取得申込後、登録したメールアドレス宛にアカウント情報（ID・パスワード）が通知されます。

（注）登録申請資料の直接持ち込み、郵送、FAX、電子メールでの受付は行っていません。

(3) ポータルサイトへの情報入力

アカウント情報を通知したメールに記載されているポータルサイトのURLにアクセスし、取得したID・パスワードでログイン後、必要事項を入力してください。

（注）ID取得及びポータルサイトでの手続き詳細についてはS I I ホームページに掲載の「ZEHビルダー/プランナー・ポータルサイト・マニュアル.pdf」を参照してください。

（注）添付資料一式は必ず副本（データ）を控えとして手元に残してください。

(4) 登録申請

ポータルサイトに必要事項を入力後、P13(2)～(4)に記載の各資料をアップロードの上、申請してください。

(注) 申請内容に不備・不足等がある場合は原則、申請を受理しませんので、ご注意ください。

【補足】自社ホームページ等によるZEH普及目標及びZEH普及実績の公表資料

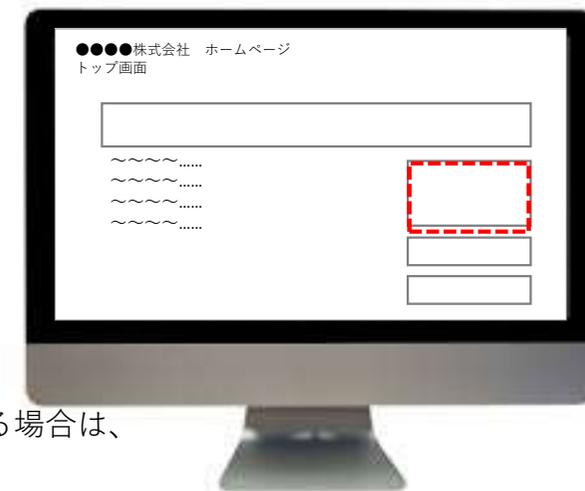
ZEH普及目標及びZEH普及実績の公表資料は、下記項目を含めた上で作成してください。
自社ホームページを有している場合、ZEH普及目標及びZEH普及実績はトップページに掲載するか、トップページからの直リンクに限ります。

- 年度ごと（2020年度～2023年度）のZEH普及実績[%]
- 2025年度のZEH普及目標[%]（75%以上又は50%以上となっていること）

(注) 住宅の種別による区分において、「新築戸建住宅」と「既存改修」の両方を選択している場合は、それぞれの区分ごとにZEH普及実績とZEH普及目標を公表資料へ掲載してください。

(注) 過年度で住宅建築事業を行っていない年度については、実績「0%」として公表してください。

(注) ZEH普及実績及びZEH普及目標は『ZEH』（『ZEH+』を含む）、
Nearly ZEH（Nearly ZEH+を含む）及びZEH Orientedが占める割合であること。



「新築戸建住宅」と「既存改修」のどちらか一方を申請している

例

ZEH普及実績とZEH普及目標

2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2025年度
ZEH普及実績				ZEH普及目標
52%	58%	65%	72%	75%

「新築戸建住宅」と「既存改修」の両方を申請している

例

ZEH普及実績とZEH普及目標

2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2025年度
ZEH普及実績				ZEH普及目標
新築 52%	新築 58%	新築 65%	新築 72%	新築 75%
既存 60%	既存 63%	既存 68%	既存 70%	既存 75%

(5) 受付・内容確認～登録通知

S I I は、公募期間中に申請されたZEHビルダー/プランナー登録申請の内容について確認を行い、適正であると認めた申請者に対してZEHビルダー/プランナー登録をした旨及び1公募あたりの採択目安数を通知します（P 30 参照）。※1

※1 確認結果は登録の可否に関わらず申請者に通知します。

(6) 公表

S I I では確認が完了し、適正であると認めた申請者を、ZEHビルダー/プランナーとして登録し、下記の公表日にS I I ホームページにて公表します。

公表回	公表日	提出期日
第1回	2024年4月25日（木）	2024年4月12日（金）17時必着
第2回	2024年5月31日（金）	2024年5月17日（金）17時必着

- 第3回以降については**2024年6月以降、月に1回を目安に公表**します。
 - 公表日等のスケジュールについてはS I I ホームページにて最新の情報をご確認ください。
- （注）個別の問い合わせについては、一切、応じられませんのであらかじめご了承ください。**

3. ZEHビルダー/プランナー実績報告

- 3-1. 令和5年度ZEHビルダー/プランナー実績報告
- 3-2. ZEHビルダー/プランナー実績報告の流れ

新規にZEHビルダー/プランナー申請を行う方は、
「2. ZEHビルダー/プランナー登録公募」(P7)をご確認ください。

3-1. 令和5年度ZEHビルダー/プランナー実績報告

過年度のZEH事業において、ZEHビルダー/プランナーとして登録され、公表されたZEHビルダー/プランナーは、**2023年度の実績報告をSIIが定める期間内に提出する必要があります。**

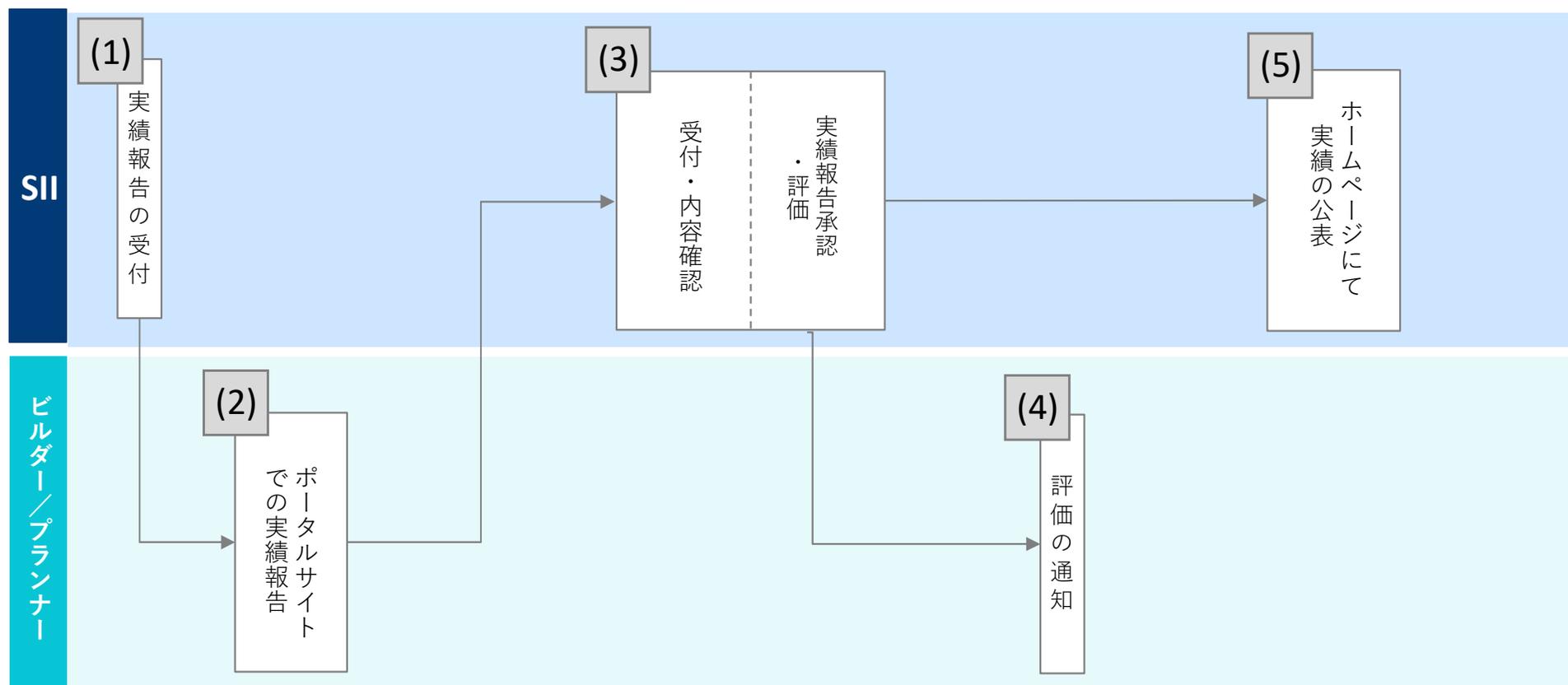
なお、登録済みZEHビルダー/プランナーが「令和6年度 ZEH支援事業」で申請する住宅に関与（建築、設計又は販売）する場合、ZEHビルダー/プランナー実績報告を行うことが要件となります。

また、SIIは提出された2023年度のZEH普及実績等をもとに、最大6つ星の評価制度を実施します（ZEHビルダー/プランナー評価制度）。

3-2. ZEHビルダー/プランナー実績報告の流れ

ZEHビルダー/プランナー実績報告は、以下の流れに沿って行います。（詳細はP21～P24参照）

ZEHビルダー/プランナー実績報告



(1) 実績報告の受付

ZEHビルダー/プランナーは以下の期間内にZEHビルダー/プランナー実績報告を提出してください。

実績報告期間：2024年4月8日（月）～2024年6月28日（金）17時必着

(2) ポータルサイトでの実績報告

過年度のZEH事業において、ZEHビルダー/プランナー登録申請を行った際に取得したID・パスワードを利用してポータルサイトにログインし、必要事項を入力の上、実績報告をしてください。

なお、ポータルサイトへの入力内容により、追加資料の提出が必要となる場合があります。

以下<実績報告における追加提出資料>を参照し、該当する場合はポータルサイトへ提出してください。

なお、添付資料一式は必ず副本（データ）を控えとして手元に残してください。

(注) 実績報告資料の直接持ち込み、郵送、FAX、電子メールでの受付は行っていません。

実績報告における追加提出資料（該当する場合のみ）

申請資料名称		様式	詳細
①	ZEH普及実績及び ZEH普及目標の公表資料	様式自由	実績報告時、ZEH普及目標の公表方法において「会社概要」又は「その他書類等」を選択した場合は必須 ・会社概要等実績を公表し、該当部分を色付きのペン等で囲んだ資料をデータにて提出 ・年度ごと（2020年度～2023年度）のZEH普及実績と2025年度のZEH普及目標が掲載されていること
②	各種許可証・登録証 ・一般建設業許可証 ・特定建設業許可証 ・建築士事務所登録証明書 ・宅地建物取引業免許 等	—	実績報告時、許可証情報に変更がある場合は提出必須

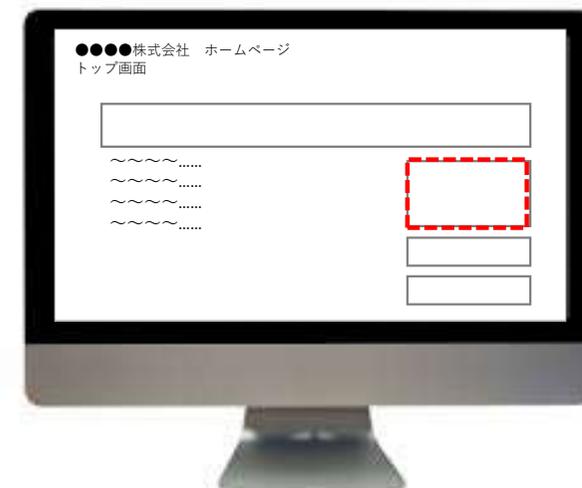
【補足】 自社ホームページ等によるZEH普及実績及びZEH普及目標の公表資料

ZEHビルダー/プランナーは、2025年度のZEH普及目標と併せて、SIIに報告した年度ごと（2020年度～2023年度）の実績を自社のホームページ、会社概要又は一般消費者の求めに応じて表示できる資料等で公表する必要があります。

自社ホームページ等で公表しているZEH普及目標に、2023年度のZEH普及実績を追加（下図青枠部分）すること。

ZEH普及実績及びZEH普及目標の公表資料は下記項目を含めて作成してください。

自社ホームページを有している場合、ZEH普及目標及びZEH普及実績はトップページに掲載するか、トップページからの直リンクに限ります。



- 年度ごと（2020年度～2023年度）のZEH普及実績[%]
- 2025年度のZEH普及目標[%]（75%以上又は50%以上となっている）

（注）住宅の種別による区分において、「新築戸建住宅」と「既存改修」の両方を選択している場合は、それぞれの区分ごとにZEH普及実績とZEH普及目標を公表資料へ掲載してください。

（注）過年度で住宅建築事業を行っていない年度については、実績「0%」として公表してください。

（注）ZEH普及実績及びZEH普及目標は『ZEH』（『ZEH+』を含む）、

Nearly ZEH（Nearly ZEH+を含む）及びZEH Orientedが占める割合であること。

「新築戸建住宅」と「既存改修」のどちらか一方を登録している

例

ZEH普及実績とZEH普及目標

2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2025年度
ZEH普及実績				ZEH普及目標
52%	58%	65%	72%	75%

「新築戸建住宅」と「既存改修」の両方を登録している

例

ZEH普及実績とZEH普及目標

2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2025年度
ZEH普及実績				ZEH普及目標
新築 52%	新築 58%	新築 65%	新築 72%	新築 75%
既存 60%	既存 63%	既存 68%	既存 70%	既存 75%

(3) 受付・内容確認

S I I は、実績報告期間中に提出されたZEHビルダー/プランナー実績報告の内容について確認を行い、適正であると認めた場合、実績報告を承認した旨を通知します。

また、確認の結果、報告内容に不備があり、実績報告を承認できなかった場合、その旨をZEHビルダー/プランナーに通知します。

(4) 評価の通知

ZEHビルダー/プランナーによるZEH普及への取り組みの加速を促すため、「令和5年度ZEHビルダー/プランナー実績報告」の項目に応じて評価制度を実施します。ZEHビルダー/プランナーの評価は、以下に示す①～⑥の順に項目を評価し、**評価項目を満たした段階に応じて最大6つ星の評価を行い**、ZEHビルダー/プランナー実績報告の確認後に通知します。

また、S I I は星4つ以上の評価を取得したZEHビルダー/プランナーについてはZEHビルダー/プランナー一覧に評価結果を表示してS I I ホームページにて公表します。

(注) 評価を通知した後、評価を修正することはできません。ZEHビルダー/プランナー実績報告を正しく実施してください。

評価項目	
①	前年度（2023年度）のZEHビルダー/プランナー実績報告を行っていること。
②	前年度（2023年度）のZEH普及実績及び各年のZEH普及目標・実績を自社ホームページにて公開していること。 【注意】自社ホームページにおける当該情報の掲載は原則トップページであること。 トップページ以外に掲載する場合は、トップページから当該ページへの直リンクを常設すること。
③	前年度（2023年度）において、ZEHビルダー/プランナーとしてZEHの建築実績を有していること。
④	前年度（2023年度）に受注した住宅の25%以上がZEHとなっていること。
⑤	前年度（2023年度）に受注した住宅の50%以上がZEHとなっていること。
⑥	前年度（2023年度）に受注した住宅の75%以上がZEHとなっていること。

(注) ZEHとは、戸建住宅におけるZEHの定義（『ZEH』、Nearly ZEH又はZEH Oriented）を満たすものです。

3. ZEHビルダー/プランナー実績報告

(5) 実績の公表

S I Iでは、提出されたZEHビルダー/プランナー実績報告の確認が完了し、適正であると認めた場合、下記の公表日にS I Iホームページに掲載するZEHビルダー/プランナー一覧において、ZEHビルダー/プランナーごとに実績報告の実施有無及び年度ごと（2020年度～2023年度）におけるZEH普及実績（割合）を公表します。

公表回	公表日	提出期日
第1回	2024年5月31日（金）	2024年4月26日（金）17時必着
第2回	2024年6月28日（金）	2024年5月31日（金）17時必着
第3回	2024年7月26日（金）	2024年6月28日（金）17時必着

- 詳細については、S I Iホームページにて最新の情報をご確認ください。
（注）個別の問い合わせについては、一切、応じられませんのであらかじめご了承ください。

S I Iホームページ公表イメージ

登録名称 (屋号)	登録 年度	登録 種別	ZEH普及対象	ZEH普及実績とZEH普及目標 ＜自社が受注する住宅のうちZEHが占める割合＞					連絡先
				2020年度 実績 ▲ ▼	2021年度 実績 ▲ ▼	2022年度 実績 ▲ ▼	2023年度 実績 ▲ ▼	2025年度 目標 ▲ ▼	
〇〇ホーム ★★★★★	2023	B	注 建 改	新 40% 既 20%	新 50% 既 30%	新 50% 既 40%	新 50% 既 40%	新 80% 既 90%	0000-00-0000 トップページ 公表ページ
△△工務店	2024	B	注 建	新 30%	新 45%	新 60%	新 65%	新 75%	0000-00-0000
□□ホーム ★★★★★	2023	A	注	新 27%	新 32%	新 55%	新 60%	新 75%	0000-00-0000 トップページ

4. 注意事項

4 - 1. 注意事項

4 - 2. 個人情報の取得と利用について

4-1. 注意事項

ZEHビルダー/プランナーの登録申請を行う者及び登録済みの者は以下の点にご注意ください。

- S I I が行う監査や検査、会計検査院による会計検査がある場合は、必ずこれに協力してください。
- S I I は以下の場合において、ZEHビルダー/プランナー登録を抹消することができるものとします。
 - ・ 不正な方法でZEHビルダー/プランナーに登録申請した場合
 - ・ 正当な理由なく実績報告を行わない場合
 - ・ 過年度におけるZEHの割合の公表を行わない場合
 - ・ 虚偽の実績報告を行った場合
 - ・ ZEH普及に向けた活動を全く行っていない場合等、その他ZEHビルダー/プランナーとして不適切であると判断した場合
- また、ZEHビルダー/プランナーによる不正行為によりZEHビルダー/プランナー登録が抹消された場合、S I I はその旨を公表し、これに関わった補助事業者への補助金の交付決定取り消しや、既に支払った補助金の返還を求めることがあります。
- ZEHビルダー/プランナーの登録内容に変更が生じた場合は、速やかにS I I にその旨を報告し、その指示にしたがってください。

4-2. 個人情報の取得と利用について

1. 個人情報の取得について

S I I 及び株式会社野村総合研究所（以下「N R I」という。）により構成される本事業体は執行する令和6年度住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業費及び令和6年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業及び集合住宅の省CO₂化促進事業）（以下「本事業等」といいます。）の実施に関わるZEHビルダー/プランナー登録のため、以下「2.」に記載する情報を本事業の実施期間にわたり取得します。これらの取得した情報を、「3.」に記載する利用目的で利用し、「5.」に記載する範囲・目的で提供することに、事業者は同意するものとします。

本事業体の個人情報保護方針は以下をご確認ください。

S I I : <https://zehweb.jp/privacy/>

N R I : <https://www.nri.com/jp/site/security>

4. 注意事項

2. 取得する情報

本事業体は、Z E Hビルダー/プランナー登録開始から本事業の実施期間にわたり、以下の情報を取得します。

- ① 名称、氏名、住所、電話番号、メールアドレス等の登録事業者情報
- ② Z E H普及目標、Z E H普及実績、Z E Hの取り組み等の情報
- ③ その他、本事業に必要な情報

なお、登録事業者等が本事業体に提供する上記の情報に、コンソーシアム事業者情報等、登録事業者が自ら取得した個人情報が含まれる場合、本事業体への提供および本事業体から国等への提供に対して適切な同意を取得するものとします。

3. 利用目的

本事業体は「2.」で取得した情報を以下の目的で利用します。

- ① Z E Hビルダー/プランナー登録の審査、管理、連絡等
- ② Z E Hビルダー/プランナー登録以降の本事業等の申請、審査、管理、事業進捗状況の把握等
- ③ 本事業体の各種情報案内、アンケート・調査等の実施
- ④ その他、本事業等の運営に必要な業務

4. 第三者への提供について

本事業体は「2.」で取得した情報を、以下の場合および「5.」へ記載する提供先を除き、第三者への提供を行いません。提供が必要となる場合は、事前に提供先と提供目的、提供する項目などを明示し、ご本人に同意いただいたものに限ります。

- ① 法令により提供を求められた場合
- ② 人の生命・身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
- ③ 国の機関又は地方公共団体又はその委託先を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

5. ZEHビルダー/プランナー登録における提供先及び提供情報について

ZEHビルダー/プランナー登録では、以下の表に示す提供先、利用目的で取得情報を匿名加工は行わずに※1提供します。各提供先にZEHビルダー/プランナー登録で取得した情報を提供する場合は、提供元と提供先で利用目的等を明示した適切な契約締結を行うか、利用規約等の明示を行います。

※1 氏名、電話番号等の直接的な個人情報を含まない場合でも、1：1で紐づく情報は個人情報として扱う

※2 「8.」に示すSIIの外部委託先は除きます。

提供先※2	利用目的	提供情報	提供方法	備考
国等	<ul style="list-style-type: none"> 本事業等の申請状況・効果分析 その他ZEH普及に資する調査・研究等 	2.①②③	メール、Webストレージ等	
一般	<ul style="list-style-type: none"> 登録事業者名、登録番号の確認 本事業等の間接補助事業に係る公募等 	登録事業者の名称、登録番号、ZEH普及目標、ZEH普及実績等	本事業体HPへの掲載、申請システム等	

6. 匿名加工情報の提供について

本事業等では、本事業体のホームページ等で省エネルギー・省CO2分野におけるZEH普及のさらなる向上に寄与することを目的として、「2.」で取得した情報を、個人が特定できないよう匿名加工を行ったうえで、外部へ提供する場合があります。提供時には、利用目的を明示し、個人を特定するような行為を行わないことに対して同意を取得します。本事業体のうち、匿名加工情報を取り扱うSIIの匿名加工情報に関するポリシーに関しては、以下をご確認下さい。

SII：https://sii.or.jp/anonymouse_processing/index.html

7. 個人情報提供の任意性

個人情報が提供されない場合、利用目的を遂行できないことがあります。

8. 外部委託

本事業体は「2.」で取得した情報を、個人情報に関する機密保持契約を締結している業務委託会社等へ、利用目的の達成に必要な範囲で委託することがあります。委託会社等に対しては、適切な管理および保護を行います。

9. 開示請求等について

本事業体が保有している個人データ、個人情報の利用目的の通知、個人情報の開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止等に誠実に対応いたします。手続きは下記の相談窓口までご連絡ください。ご請求内容を確認のうえ、対応いたします。

<相談窓口> 一般社団法人 環境共創イニシアチブ 個人情報取扱管理担当 p-support@sii.or.jp

5. 本年度の補助事業に係る情報

5-1. ZEHビルダー/プランナーに対する採択目安数

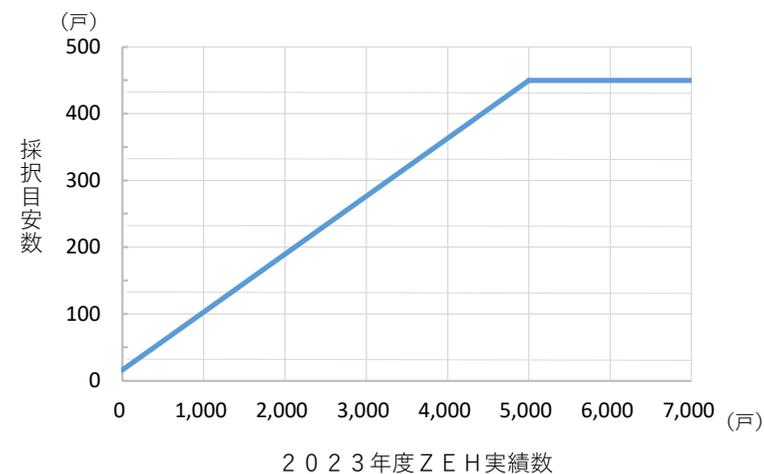
5-1. ZEHビルダー/プランナーに対する採択目安数

S I I は、登録されたZEHビルダー/プランナーごとに2023年度のZEH普及実績に応じた1公募あたりの採択目安数を以下の算出方法により設定し、通知します。

各公募において採択目安数を超える申請があった場合、超過した申請は受理しません。

環境省による令和6年度「ZEH支援事業」における1公募あたりの採択目安数算出方法

2023年度 ZEH実績数	一公募あたりの採択目安数
0以上5,000未満	$(2023\text{年度 ZEH実績数} \times 0.26 + 50) \div 3$
5,000以上	450



(注) 小数点以下は切り捨てとします。

(注) 採択目安数は当該ZEHビルダー/プランナーにのみ通知し、一般公表は行いません。

6. 関連情報

- 6-1. ZEHビルダー・マーク、ZEHプランナー・マークについて
- 6-2. ZEHマークについて

6-1. ZEHビルダー・マーク、ZEHプランナー・マークについて

S I I に登録されたZEHビルダー/プランナーは、選択した登録名称区分に応じたマークを使用できます。

ZEHビルダー・マーク及びZEHプランナー・マークには、ZEHビルダー/プランナーごとに付与されているZEHビルダー/プランナー登録番号が付番されます。

※ ZEHビルダー・マーク及びZEHプランナー・マークは、ZEHビルダー/プランナー登録番号を外した使用はできません。

(1) ZEHビルダー・マーク及びZEHプランナー・マークの使用目的

S I I に登録されたZEHビルダー/プランナーが、販促・宣伝等の活動を行う際に、ZEHビルダー/プランナーである旨を示すことを目的として、マークを使用できます。なお、上記で示した目的外の使用は禁止します。

使用例

社員の名刺、ホームページ、広告媒体、カタログやパンフレット類への掲載、各種ノベルティグッズ展開、展示会場等におけるサイン等。

ZEHビルダー・マークのサンプル



ZEHプランナー・マークのサンプル



(2) ZEHビルダー・マーク、ZEHプランナー・マークのダウンロード方法

ZEHビルダー・マーク及びZEHプランナー・マークは、ポータルサイトから随時ダウンロードできます。

ZEHビルダー・マーク及びZEHプランナー・マークのダウンロード方法

Step 1

ポータルサイトにアクセス



- ポータルサイトにアクセスします。
(ZEHビルダー/プランナー新規登録、実績報告時に使用したID・パスワードでログインしてください)

Step 2

ポータルサイトからダウンロード



- ポータルサイト上の登録情報画面にアクセスして、ZEHビルダー・マーク及びZEHプランナー・マークをダウンロードしてください。

(3) ZEHビルダー・マーク及びZEHプランナー・マークの使用に関する注意

ZEHビルダー・マーク及びZEHプランナー・マークを使用する際は、ダウンロードファイルに同梱される「ZEHビルダー・マーク、ZEHプランナー・マーク使用許諾規程」及び「ZEHビルダー・マーク使用ガイドライン」又は、「ZEHプランナー・マーク使用ガイドライン」の内容を必ず確認し、これを順守してください。

- (注) 利用条件に反してZEHビルダー・マーク及びZEHプランナー・マークを使用した場合や禁止行為をした場合、ZEHビルダー・マーク及びZEHプランナー・マークの使用停止を通知する場合があります。その際はZEHビルダー・マーク及びZEHプランナー・マークを削除し、使用を停止してください。

6-2. ZEHマークについて

S I Iに登録されたZEHビルダー/プランナーは、ZEHマークを使用できます。ZEHマークは、用途によって対象者及び使用条件が異なりますので、ダウンロードファイルに同梱される「ZEHマーク使用許諾規程」を必ず確認し、これを順守してください。

ZEHマークのサンプル



(1) ZEHマーク使用申込～ダウンロード方法

ZEHマークは、ポータルサイトから随時ダウンロードできます。

ZEHマークのダウンロード方法

Step 1

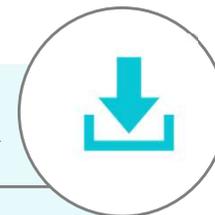
ポータルサイトにアクセス



- ポータルサイトにアクセスします。
(ZEHビルダー/プランナー新規登録、実績報告時に使用したID・パスワードでログインしてください)

Step 2

ポータルサイトからダウンロード



- ポータルサイト上の登録情報画面にアクセスして、ZEHマークをダウンロードしてください。

(2) ZEHマークの使用に関する注意

ZEHマークを使用する際は、ダウンロードファイルに同梱される「ZEHマーク使用許諾規程」及び「ZEHマークガイドライン」の内容を必ず確認し、これを順守してください。

利用条件に反してZEHマークを使用した場合や禁止行為をした場合、ZEHマークの使用停止を通知する場合があります。その際はZEHマークを削除し、使用を停止してください。

7. よくあるご質問

S I I ホームページでは「よくあるご質問」を公開しておりますので、ご確認ください。

よくあるご質問 <https://zehweb.jp/registration/builder/faq.html>



【お問い合わせ先】

一般社団法人 環境共創イニシアチブ（S I I） Z E H事務局

TEL：03－5565－4081

（注）受付時間は、平日の10：00～17：00です。

（注）通話料がかかりますので、ご注意ください。